

(様式1)

審査基準(申請に対する処分関係)

(変更)

	担当課	医療対策課	検索番号	13-1
法令名	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行令	根拠条項	1-1	
許認可等	はり師、きゆう師養成施設の認定			
(根拠規定)				
あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律				
〔免許資格〕				
第二条 免許は、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第九十条第一項の規定により大学に入学することのできる者(この項の規定により文部科学大臣の認定した学校が大学である場合において、当該大学が同条第二項の規定により当該大学に入学させた者を含む。)で、三年以上、文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の認定した学校又は次の各号に掲げる者の認定した当該各号に定める養成施設において解剖学、生理学、病理学、衛生学その他あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゆう師となるのに必要な知識及び技能を修得したものであつて、厚生労働大臣の行うあん摩マッサージ指圧師国家試験、はり師国家試験又はきゆう師国家試験(以下「試験」という。)に合格した者に対して、厚生労働大臣が、これを与える。				
一 厚生労働大臣 あん摩マッサージ指圧師の養成施設、あん摩マッサージ指圧師及びはり師の養成施設、あん摩マッサージ指圧師及びきゆう師の養成施設又はあん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゆう師の養成施設				
二 都道府県知事 はり師の養成施設、きゆう師の養成施設又ははり師及びきゆう師の養成施設				
前項の認定を申請するには、申請書に、教育課程、生徒の定員その他文部科学省令・厚生労働省令で定める事項を記載した書類を添付して、文部科学省令・厚生労働省令の定めるところにより、これを文部科学大臣、厚生労働大臣又は養成施設の所在地の都道府県知事に提出しなければならない。				
～ (略)				
あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行令				
(学校又は養成施設の認定)				
第一条 行政庁は、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(以下「法」という。)第二条第一項又は第十八条の二第一項に規定する学校又は養成施設(以下「学校養成施設」という。)の認定を行う場合には、入学又は入所の資格、修業年限、教育の内容その他の事項に関し主務省令で定める基準に従い、行うものとする。				
2 (略)				
(認定の申請)				
第二条 前条第一項の学校養成施設の認定を受けようとするときは、その設置者は、行政庁に申請しなければならない。この場合において、当該設置者が学校又は法第二条第一項第一号に定める養成施設(以下「厚生労働大臣認定養成施設」という。)の設置者であるときは、その所在地の都道府県知事(公立の学校にあっては、その所在地の都道府県教育委員会。次条第一項及び第二項、第四条第一項並びに第				

七条において同じ。)を経由して行わなければならない。

(主務省令への委任)

第九条 前各条に定めるもののほか、申請書の添付書類その他学校養成施設の認定に関して必要な事項は、主務省令で定める。

(行政庁等)

第十条 この政令における行政庁は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者とする。

- 一 法第二条第一項及び法第十八条の二第一項の規定による学校の認定に関する事項 文部科学大臣
- 二 法第二条第一項の規定による厚生労働大臣認定養成施設の認定及び法第十八条の二第一項の規定による同項に規定する養成施設の認定に関する事項 厚生労働大臣
- 三 法第二条第一項の規定による同項第二号に定める養成施設の認定に関する事項 都道府県知事

2 (略)

あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゆう師に係る学校養成施設認定規則

(認定基準)

第二条 法第二条第一項の学校及び養成施設に係る令第一条第一項の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 学校教育法第九十条第一項の規定により大学に入学することができる者(法第二条第一項に規定する文部科学大臣の認定を受けようとする学校が大学である場合において、当該大学が学校教育法第九十条第二項の規定により当該大学に入学させた者又は同法第一条に規定する学校以外の学校若しくは養成施設にあつては、法第十八条の規定により大学に入学することができる者とみなされる者を含む。)であることを入学又は入所の資格とするものであること。
- 二 修業年限は三年以上であること。
- 三 教育の内容は、別表第一に定めるもの以上であること。
- 四 学校又は養成施設の長は、専ら学校又は養成施設の管理の任に当たることができる者であり、かつ、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゆう師の教育又は養成に相当であると認められる者であること。
- 五 別表第一教育内容の欄に掲げる各教育内容を教授するのに適当な数の教員を有すること。
- 六 教員は、別表第二の上欄に掲げる教育内容について、それぞれ同表の下欄に掲げる者であること。
- 七 教員のうち六人(一学年に三十人を超える定員を有する学校又は養成施設にあつては、その超える数が三十人までを増すごとに二を加えた数)以上は、別表第二専門基礎分野の項各号に掲げる者又はこれと同等以上の知識及び経験を有する者である専任教員(以下「専任教員」という。)であること。ただし、専任教員の数は、当該学校又は養成施設が設置された年度にあつては四人(一学年に三十人を超える定員を有する学校又は養成施設にあつては、その超える数が三十人までを増すごとに二を加えた数)その翌年度にあつては五人(一学年に三十人を超える定員を有する学校又は養成施設にあつては、その超える数が三十人までを増すごとに二を加えた数)とすることができる。
- 八 一学級の生徒の定員は三十人以下(特別支援学校において視覚障害者(法第十八条の二第一項に規定する視覚障害者をいう。第十一号において同じ。)である生徒に対する教育を行う学級にあつては、十五人以下)であること。
- 九 同時に授業を行う学級の数を下らない数の普通教室を有すること。
- 十 実習室を有すること。

十一 普通教室の面積は生徒一人につき一・六五平方メートル以上、実習室の面積は生徒一人につき二・一平方メートル以上であること。ただし、視覚障害者である生徒に対する教育を行うあん摩マッサージ指圧師に係る学校又は養成施設における実習室については、その面積が生徒一人につき二・一平方メートル以上で、かつ、視覚障害者である生徒が実習を行うのに適当なものであること。

十二 実習室は、ロツカールーム又は更衣室及び消毒設備を有すること。

十三 校舎の配置及び構造は、第九号から前号までに定めるもののほか、教育上、保健衛生上及び管理上適切なものであること。

十四 教育上必要な器械器具、標本及び模型、図書並びにその他の備品を有すること。

十五 臨床実習を行うのに適当な施術所その他の施設を実習施設として利用し得ること及び当該実習について適当な実習指導者の指導が行われること。

十六 前号の実習施設として利用する施設は、実習用設備として必要なものを有するものであること。

十七 専任の事務職員を有すること。

十八 管理及び維持経営の方法が確実であること。

(認定の申請書に添付する書類の記載事項)

第七条 法第二条第二項の省令で定める事項は、次のとおりとする。ただし、国立大学法人(国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号)第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。以下この条において同じ。)の設置する学校又は国の設置する養成施設にあつては第二号から第十一号までに掲げる事項とし、地方公共団体(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第六十八条第一項に規定する公立大学法人を含む。以下この条において同じ。)の設置する学校又は養成施設にあつては第一号から第十一号までに掲げる事項とする。

一 設置者の氏名及び住所(法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地)

二 名称

三 位置

四 設置年月日

五 学則

六 長の氏名及び履歴

七 教員の氏名、履歴及び担当科目並びに専任又は兼任の別

八 校舎の各室の用途及び面積並びに建物の配置図及び平面図

九 教授用及び実習用の器械器具、標本、模型、図書その他の備品の目録

十 実習施設の名称、場所及び開設者の氏名(法人にあつては、名称)並びに概要

十一 実習施設における最近一年間のあん摩、マッサージ若しくは指圧、はり又はきゆうの施術を受けた者の延べ数

十二 収支予算及び向こう二年間の財政計画

2 (略)

3 法第二条第二項又は前項の申請書には、実習施設における実習を承諾する旨の当該実習施設の開設者の承諾書を添えなければならない。

別表第一（第二条及び第五条関係）

教育内容		あん摩マッサージ指圧師	はり師	きゆう師	あん摩マッサージ指圧はり師	あん摩マッサージ指圧きゆう師	はりきゆう師	あん摩マッサージ指圧はりきゆう師	備考
		単位数	単位数	単位数	単位数	単位数	単位数	単位数	
基礎分野	科学的思考の基盤 人間と生活	十四	十四	十四	十四	十四	十四	十四	コミュニケーションを含む。
専門基礎分野	人体の構造と機能	十二	十二	十二	十二	十二	十二	十二	運動学を含む。
	疾病の成り立ち、 予防及び回復の促進	十二	十二	十二	十二	十二	十二	十二	
	保健医療福祉とあん摩マッサージ指圧、はり及びきゆうの理念	三	三	三	三	三	三	三	社会保障制度及び職業倫理を含む。
専門分野	基礎あん摩マッサージ指圧学 基礎はり学 基礎きゆう学	七	八	八	九	九	九	九	東洋医学概論及び経路経穴を含む。

う学									
臨床あん摩マッサージ指圧学	十一	十一	十一	十三	十三	十三	十五	あん摩マッサージ指圧、はり及びきゆうの適応の判断、病態生理学並びに生体観察を含む。	
臨床はり学									
臨床きゆう学									
社会あん摩マッサージ指圧学	二	二	二	二	二	二	二		
社会はり学									
社会きゆう学									
実習	十	十二	十	十五	十三	十五	十九	施術所における臨床実習前施術実技試験等を含む。	
臨床実習	四	四	四	四	四	四	四	三単位以上は、学校若しくは養成施設附属の実習施設又はあん摩マッサージ	

									ジ指圧、はり及びきゆうを行う施術所において行うこと。
	総合領域	十	十	十	十	十	十	十	あん摩マツサージ指圧、はり及びきゆうの歴史を含む。
合計		八十五	八十八	八十六	九十四	九十二	九十四	百	

備考 一 単位の計算方法は、大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第二十一条第二項の規定の例による。

二 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）に基づく大学又は法第二条第一項の規定により認定されている学校（学校教育法に基づく大学及び高等専門学校を除く。以下この号において同じ。）若しくは養成施設、保健師助産師看護師法（昭和三十二年法律第二百三十三号）法第二十一条第二号若しくは第三号の規定により指定されている学校若しくは看護師養成所、歯科衛生士法（昭和三十二年法律第二百四十四号）第十二条第一号若しくは第二号の規定により指定されている歯科衛生士学校若しくは歯科衛生士養成所、診療放射線技師法（昭和三十六年法律第二百二十六号）第二十条第一号の規定により指定されている学校若しくは診療放射線技師養成所、臨床検査技師等に関する法律（昭和三十二年法律第七十六号）第十五条第一号の規定により指定されている学校若しくは臨床検査技師養成所、理学療法士及び作業療法士法（昭和三十九年法律第三百三十七号）第十一条第一号若しくは第二号の規定により指定されている学校若しくは理学療法士養成施設若しくは同法第十二条第一号若しくは第二号の規定により指定されている学校若しくは作業療法士養成施設、柔道整復師法（昭和三十五年法律第十九号）第十二条の規定により指定されている学校若しくは柔道整復師養成施設、視能訓練士法（昭和三十六年法律第六十四号）第十四条第一号若しくは第二号の規定により指定されている学校若しくは視能訓練士養成所、臨床工学技士法（昭和三十二年法律第六十号）第十四条第一号、第二号若しくは第三号の規定により指定されている学校若しくは臨床工学技士養成所、義肢装具士法（昭和三十二年法律第六十一号）第十四条第一号、第二号若しくは第三号の規定により指定されている学校若しくは義肢装具士養成所、救急救命士法（平成三年法律第三十六号）第三十四条第一号、第二号若しくは第四号の規定により指定されている学校若しくは救急救命士養成所若しくは言語聴覚士法（平成九年法律第三百三十二号）第三十三条第一号、第二号、第三号若しくは第五号の規定により指定されている学校若しくは言語聴覚士養成所において既に履修した科目については、免除することができる。

三 複数の教育内容を併せて教授することが教育上適切と認められる場合において、あん摩マツ

サージ指圧師に係る学校又は養成施設にあつては臨床実習四単位以上及び臨床実習以外の教育内容八十一単位以上（うち基礎分野十四単位以上、専門基礎分野二十七単位以上及び専門分野四十単位以上）、はり師に係る学校又は養成施設にあつては臨床実習四単位以上及び臨床実習以外の教育内容八十四単位以上（うち基礎分野十四単位以上、専門基礎分野二十七単位以上及び専門分野四十三単位以上）、きゆう師に係る学校又は養成施設にあつては臨床実習四単位以上及び臨床実習以外の教育内容八十二単位以上（うち基礎分野十四単位以上、専門基礎分野二十七単位以上及び専門分野四十一単位以上）、あん摩マッサージ指圧師及びはり師に係る学校又は養成施設にあつては臨床実習四単位以上及び臨床実習以外の教育内容九十単位以上（うち基礎分野十四単位以上、専門基礎分野二十七単位以上及び専門分野四十九単位以上）、あん摩マッサージ指圧師及びきゆう師に係る学校又は養成施設にあつては臨床実習四単位以上及び臨床実習以外の教育内容八十八単位以上（うち基礎分野十四単位以上、専門基礎分野二十七単位以上及び専門分野四十七単位以上）、はり師及びきゆう師に係る学校又は養成施設にあつては臨床実習四単位以上及び臨床実習以外の教育内容九十単位以上（うち基礎分野十四単位以上、専門基礎分野二十七単位以上及び専門分野四十九単位以上）、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゆう師に係る学校又は養成施設にあつては臨床実習四単位以上及び臨床実習以外の教育内容九十六単位以上（うち基礎分野十四単位以上、専門基礎分野二十七単位以上及び専門分野五十五単位以上）であるときは、この表の教育内容ごとの単位数によらないことができる。

四 法第十八条の二第一項の規定により認定されている学校又は養成施設にあつては、当分の間、総合領域を基礎分野、専門基礎分野又は専門分野において取り扱うことができる。この場合における前号の規定（あん摩マッサージ指圧師に係る学校又は養成施設並びにあん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゆう師に係る学校又は養成施設に係る部分に限る。）の適用については、同号中「専門分野四十単位以上」とあるのは「専門分野三十単位以上」と、「専門分野五十五単位以上」とあるのは「専門分野四十五単位以上」とする。

別表第二（第二条及び第五条関係）

基礎分野	教授するのに相当と認められる者
専門基礎分野	次の各号に掲げる者であつて教育内容に関し相当の知識及び経験を有するもの又はこれと同等以上の知識及び経験を有する者 一 医師 二 教育職員免許法施行規則（昭和二十九年文部省令第二十六号）第六十三条に規定する特別支援学校の理療の教科の普通免許状又は同令第六十五条の五に規定する特別支援学校の理療の教科の特別免許状（以下「特別支援学校の理療科の教員免許状」と総称する。）を有する者 三 厚生労働大臣の指定したあん摩マッサージ指圧はりきゆう教員養成機関を卒業した者（以下「養成機関卒業者」という。）
専門分野	次の各号に掲げる者であつて教育内容に関し相当の知識及び経験を有するもの又はこれと同等以上の知識及び経験を有する者

- | | |
|--|--|
| | <ul style="list-style-type: none"> 一 医師 二 特別支援学校の理療科の教員免許状を有する者 三 養成機関卒業者 四 教育職員免許法施行規則第六十三条に規定する特別支援学校の理療の教科の臨時免許状を有する者 |
|--|--|

(審査基準)

愛媛県はり師及びきゅう師養成施設指導要領(平成29年5月12日29医第326号保健福祉部長通知)

愛媛県はり師及びきゅう師養成施設指導要領

1 認定についての原則

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律(昭和22年法律第217号。)第2条第1項の規定に基づく認定は、次の養成施設に区分することとし、(1)(4)(5)(7)の養成施設にあっては厚生労働大臣が認定するものであって、(2)(3)(6)の養成施設(以下「はり師・きゅう師養成施設」という。)にあっては知事が認定するものであること。

なお、設置者ははり師・きゅう師養成施設の申請等を行う場合は知事に申請等するものであること。

また、既存の養成施設が新たな養成施設を設けるときには、教育課程の変更ではなく、新たな認定を行うものであること。

- (1) あん摩マッサージ指圧師養成施設
- (2) はり師養成施設
- (3) きゅう師養成施設
- (4) あん摩マッサージ指圧師はり師養成施設
- (5) あん摩マッサージ指圧師きゅう師養成施設
- (6) はり師きゅう師養成施設
- (7) あん摩マッサージ指圧師はり師きゅう師養成施設

2 設置計画書に関する事項

(1) はり師・きゅう師養成施設を設置しようとする者は、様式1による養成施設設置計画書を、授業開始予定日の1年前までに知事に提出すること。

(2) はり師・きゅう師養成施設の学生の定員を増加するため、学則の変更について知事の承認を受けようとする者は、変更を行おうとする日の1年前までに様式2による定員変更計画書を知事に提出すること。

3 認定の申請等に関する事項

はり師・きゅう師養成施設に係るあん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師等に関する法律施行令(平成4年政令第301号。)第2条の認定の申請又は第3条第1項の変更の承認の申請は、遅くとも授業を開始しようとする日(変更の承認にあっては、変更を行おうとする日)の6か月前までに知事に申請すること。

4 設置者に関する事項

設置者は、国及び地方公共団体が設置者である場合のほか、営利を目的としない法人であることを原則とすること。

5 学則に定めることが必要な事項

次に掲げる事項は、必ず学則に規定すること。

- (1) 養成施設の名称
- (2) 位置
- (3) 教育課程（昼間又は夜間の別及びあん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校養成施設認定規則（昭和26年文部省・厚生省令第2号。以下「認定規則」という。）別表第1の教育内容ごとの単位数並びに時間数）
- (4) 養成施設の種類及び教育課程ごとの1学年の定員、修業年限及び学級数
- (5) 養成施設の休日及び年間必要授業日数
- (6) 教職員の職名及び定員並びに専任教員の定員
- (7) 入学資格、入学者の選考の方法、入学手続
- (8) 進級、卒業、退学及び除籍の基準
- (9) 生徒納付金の種類及び金額並びに定められた納付金以外には徴収しない旨の規定

6 教員に関する事項

- (1) 認定規則第2条第4号の「専ら学校又は養成施設の管理の任に当たることができる者」とは、他に常勤の職を有する者でないことを意味し、大学の非常勤の講師等との兼務は差し支えないものであること。

また、「あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の教育又は養成に相当であると認められる者」とは、次の各号に該当する者であること。

ア 医事に関する法令に違反して刑事処分を受けたことのない者であること。

イ 禁こ以上の刑に処せられたことのない者であること。

ウ あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師の養成に熱意及び能力を有する者であること。

- (2) 認定規則別表第2基礎分野の項に規定する「教授するのに相当と認められる者」とは、次のいずれかに該当する者等をいうこと。

ア 担当科目を含む分野を専攻する大学の教員（助教については、3年以上の勤務経験を有する者に限る。）

イ 担当科目について、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条に規定する高等学校の教員の相当教科の免許状を有する者

- (3) 認定規則別表第2専門基礎分野の項に規定する「これと同等以上の知識及び経験を有する者」とは、次のいずれかに該当する者等をいうこと。

ア 歯科医師（臨床医学以外の教育内容を教授する場合に限る。）

イ 文部科学大臣の認定した学校の担当科目を含む分野を専攻する大学院修士課程又は博士課程を修了した者

ウ 担当科目を含む分野を専攻する大学の教員（助教については、3年以上の勤務経験を有する者に限る。）

エ あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校養成施設認定規則の一部を改正する省令（平成元年文部省・厚生省令第4号。以下「改正規則」という。）による改正前の認定規則別表第3に規定するあん摩マッサージ指圧はりきゅう教員養成機関卒業業者又ははりきゅう教員養成機関卒業業者（改正規則の施行の際、現に養成施設において教員として勤務していた者に限る。）

オ 改正規則による改正前の認定規則別表第3「解剖学生理学衛生学（消毒法を含む。）診察概論臨床各論」の項第3号に該当する者（改正規則の施行の際、現に養成施設において教員として勤務しており、かつ、講習会の受講等によりその資質の向上に努めた者に限る。）

カ 理学療法士及び作業療法士（リハビリテーション医学に限る。）

- (4) 認定規則別表第2 専門分野の項に規定する「これと同等以上の知識及び経験を有する者」とは、次のいずれかに該当する者等をいうこと。
 - ア (3) のイ又はウに掲げる者
 - イ 改正規則による改正前の認定規則別表第3 に規定するあん摩マッサージ指圧師教員、はり師教員又はきゅう師教員(改正規則の施行の際、現に養成施設において教員として勤務しており、かつ、講習会の受講等によりその資質の向上に努めた者に限る。)
- (5) 教員は、1つの養成施設に限り専任教員となるものとする。なお、1に規定する養成施設を複数設置している養成施設については、1つの養成施設とみなされ、当該施設に勤務する教員は、当該施設内の複数の養成施設の専任教員となることができる。
- (6) 専任教員は、専ら前項の養成施設における養成に従事するものとする。
- (7) 専任教員は、臨床実習施設において臨床に携わることにより、臨床能力の向上に努めるものとする。
- (8) 専任教員のうち少なくとも2人は、あん摩マッサージ指圧はりきゅうの教育に関し、5年以上の経験を有する者とする。
- (9) 1教員の1週間当たりの授業時間数は、15時間を標準とすること。
- (10) 教員の出勤状況が確実に記録されていること。
- (11) 養成施設は、はり、きゅうを行う施術所(以下「施術所」という。)医療機関等において臨床実習を行う場合には、その進捗管理等を行うため、専任教員のうち、実習調整者を1名以上配置すること。

7 生徒に関する事項

- (1) 学則に定められた生徒の定員が遵守されていること。
- (2) 入学資格の審査は、卒業証明書又は卒業見込証明書を提出させ確実に行われていること。
- (3) 入学者の選考は、筆記試験、面接試験等により適正に行われていること。
- (4) 入学の時期について厳正な措置がとられ、かつ、途中入学が行われていないこと。
- (5) 転学は、認定施設の相当学年相互の間においてのみ行われていること。
- (6) 学生の出席状況が確実に把握されており、とくに出席状況の不良な者については、進級又は卒業を認めないものとする。
- (7) 健康診断の実施、疾病の予防措置等生徒の保健衛生上必要な措置が採られていること。

8 授業に関する事項

- (1) 教育の内容は別添のとおりであること。
- (2) 単位の計算方法については、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、1単位の授業時間数は、講義及び演習については15時間から30時間、実験、実習及び実技については30時間から45時間の範囲で定めること。
- (3) 臨床実習については、1単位を45時間の実習をもって構成すること。
- (4) 教育課程の編成に当たっては、はり師養成施設にあつては、88単位以上で、2,475時間以上、きゅう師養成施設にあつては、86単位以上で、2,415時間以上、はり師きゅう師養成施設にあつては、94単位以上で、2,655時間以上の講義、実習等を行うようにすること。また、これに限らず各養成施設の特徴を出すための独自のカリキュラムを追加することが望ましい。
- (5) 昼間過程においては、授業は昼間に行うこと。夜間授業は特にやむを得ないと認められる場合に限り行うこと。
- (6) 夜間過程においては、夜間(午後6時以降)の授業の時間は1日に4時間以内であること。昼間

授業は実習などやむを得ないと認められる場合に限り行うこと。

- (7) 学則に定められていない臨時休校等が行われていないこと。
- (8) 教員が欠勤した場合には可能な限り振替授業を行う等、休講の時間が最小限にとどめられていること。
- (9) 養成施設入学後に認定規則別表第1の備考2に掲げる施設において、認定規則別表第1の基礎分野に規定されている教育内容と同一内容の科目を履修した者については、本人からの申請に基づき個々の既修の学習内容を評価し、養成施設における教育内容に相当するものと認められる場合には、7単位を超えない範囲で当該養成施設における履修に替えることができること。

9 実習に関する事項

- (1) 臨床実習施設として、附属の臨床実習施設又は施術所を確保すること。また、必要に応じ医療機関等の実習施設を確保すること。
- (2) 附属の臨床実習施設とは、当該養成施設が教育を目的として設置した施設であって、当該養成施設の教員が直接指導に当たり臨床実習を行う施設をいうこと。
- (3) 医療機関等とは、病院、診療所、スポーツ施設及び介護施設等とし、医療機関等における臨床実習は1単位を超えない範囲での見学実習とすること。
- (4) 施術所は、次の要件を満たしていること。
 - ア 臨床実習における到達目標が設定されており、これに沿って実習が実施できること。
 - イ 施術所は、5年以上の開業実績があること。
 - ウ 教員の資格を有するはり師、きゅう師、又は5年以上実務に従事した後に厚生労働省の定める基準に合った臨床実習指導者講習会を修了したはり師、きゅう師である臨床実習指導者を配置していること。
 - エ 過去1年間の施術日の平均受診者数が5名以上であること。
 - オ 臨床実習の実施に関し必要な施設及び設備を利用することができること。
 - カ 施術所の開設者は、過去も含め療養費申請資格停止等の行政処分を受けていないこと。
 - キ 臨床実習を行うに当たり、患者に対して臨床実習を行うことを文書により同意を得ること。

10 校舎及び備品に関する事項

- (1) 図書室を有すること。
- (2) 実習室は、水道設備及び給湯施設を有すること。
- (3) 実習室は、生徒数人を一組として実習を行い得るよう机及び椅子が配置されていること。
- (4) 校舎は、原則として設置者所有のものであること。ただし、賃貸借契約が確実かつ長期にわたるものは差し支えないこと。
- (5) 校舎は原則として他の目的に併用されていないこと。
- (6) 別表に掲げる器械器具、標本及び模型、図書並びにその他の備品を備えること。

11 財政に関する事項

- (1) 養成施設の運営が、財政上健全に行われていること。
- (2) 養成施設の経理が養成施設以外の経理と明確に区分されていること。
- (3) 入学金、授業料等は適当な額であり、学則で定めた以外の生徒納付金は一切徴収していないこと。
- (4) 入学金、授業料等生徒納付金を新設し又は金額を改定する場合は次の事項を記載した経理計画書を新設又は改定しようとする日の遅くとも3か月前までに知事に提出すること。
 - ア 新設又は改定しない場合に予想される翌年度の経理計画書
 - イ 新設又は改定した場合に予想される翌年度の経理計画書

ウ 新設又は改定しようとする生徒納付金名とその金額

12 事務に関する事項

次に掲げる表簿が備えられ、学籍簿については20年間、その他の表簿については5年間保存されていること。

- (1) 学則、日課表及び学校日誌
- (2) 職員の名簿、履歴書及び出勤簿
- (3) 学籍簿、出席簿及び健康診断に関する表簿
- (4) 入学者の選考及び在校生の成績考査に関する表簿
- (5) 資産原簿、出納簿及び予算決算に関する表簿
- (6) 器械器具、標本及び模型、図書並びにその他の備品の目録
- (7) 往復文書処理簿

13 その他

- (1) 養成施設の生徒の定員については、学籍簿を審査する等の方法により養成施設の所定の定員が厳守されるよう指導されたいこと。
- (2) 認定規則第9条第1項に基づく報告については、遅滞なくかつ確実に行われるよう指導されたいこと。

なお、報告に当たっては、看護師等養成所報告システムを利用して報告を行うこと。

- (3) 無資格の教員による授業が行われることのないよう、免許証、履歴書等により、教員が担当科目を教授する資格があることを確認するとともに、年次報告等を通じて教員の変更があったことを把握した場合には、教員資格を確実に確認すること。
- (4) 夜間課程においては、授業を行うことができる時間数が限られるため、養成施設の認定等を行うに当たり、1単位当たりの時間数からみて、必要な単位数が確実に履修できる年間授業計画となっていることを確認・指導すること。

14 広告及び学生の募集行為に関する事項

- (1) 広告については、設置計画書が受理された後、申請内容に特段問題がないときに、申請者の責任において開始することができること。また、その際は、設置計画書(指定申請書提出後)にあっては指定申請中であることを明示すること。
- (2) 学生の募集行為については、指定申請書が受理された後、申請内容に特段問題がないときに、申請者の責任において開始することができること。また、その際は、指定申請中であることを明示すること。

学生の定員を増加させる場合の学生の募集行為(従来の学生の定員に係る部分の学生の募集行為を除く。)については、これに準じて行うこと。

別添

教育内容		はり師	きゅう師	はり師 きゅう師	教育の目標
		単位数	単位数	単位数	
基礎分野	科学的思考の基盤 人間と生活	14	14	14	科学的・理論的思考力を育て、人間性を磨き、自由で主体的な判断と行動を培う。生命倫理、人の尊厳を幅広く理解する。 国際化及び情報化社会に対応できる能力を養う。 患者への適切な対応に必要なコミュニケーション能力を養う。
	人体の構造と機能	12	12	12	人体の構造と機能及び心身の発達を系統立てて理解できる能力を養う。
専門基礎分野	疾病の成り立ち、その予防及び回復の促進	12	12	12	健康及び疾病について、その成り立ちと予防及び回復過程に関する知識を修得し、疾病についての理解力、観察力及び判断力を養う。
	保健医療福祉とあん摩マッサージ指圧、はり及びきゅうの理念	3	3	3	保健医療福祉制度の中におけるあん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師の位置付けや職業倫理について学ぶ。 人々が生涯を通じて、健康や障害の状況に応じて社会資源を活用できるように必要な知識と基礎的な能力を養う。
専門分野	基礎あん摩マッサージ指圧学 基礎はり学 基礎きゅう学	8	8	9	「あん摩マッサージ指圧」、「はり、きゅう」施術の枠組みと理論を理解し、系統的な「あん摩マッサージ指圧」、「はり、きゅう」施術を行うことのできる基礎的能力を養う。
	臨床あん摩マッサージ指圧学 臨床はり学 臨床きゅう学	11	11	13	「あん摩マッサージ指圧」、「はり、きゅう」施術に必要な知識と技術を修得し、問題解決能力、適・不適の判断能力を養う。
	社会あん摩マッサージ指圧学 社会はり学 社会きゅう学	2	2	2	現代社会における現状と課題を踏まえ、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師の果たすべき役割について学び、「あん摩マッサージ指圧」、「はり、きゅう」に関しての社会的ニーズの多様化に対応できる能力を養う。
	実習	12	10	15	社会的ニーズの多様化に対応した観察力、分析力を養い、適切な施術ができる能力を修得する。
	臨床実習	4	4	4	あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師としての臨床における実践的能力及び保険の仕組みに関する実践的能力を習得し、患者への適切な対応を学ぶ。

	総合領域	10	10	10	<p>また、施術者としての責任と自覚を養う。</p> <p>あん摩マッサージ指圧、はり、きゅうは、伝統医療として経験が重視される施術であり、あん摩マッサージ指圧学、はり・きゅう学、医学及び人間教育等の学習が総合されて充実したものとなるよう総合的に理解する。</p> <p>各学校がそれぞれの特色を発揮した教育を展開することによって、生涯を通じて地域や広く社会の期待に応えることができる能力を養う。</p>
--	------	----	----	----	--

別表

器械器具	<p>一 専門基礎科目用</p> <p>イ 解剖学・生理学実習用機器(肺活量計、心電計、筋電計を含む。)</p> <p>ロ 臨床医学実習用機器(血圧計、聴診器、神経学的検査用具、角度計、握力計、背筋力計を含む。)</p> <p>ハ 顕微鏡</p> <p>二 専門科目用</p> <p>イ 消毒・保管機器(煮沸消毒器、(以下はり師に係る認定施設に限る。) 高圧滅菌器、紫外線消毒器)</p> <p>ロ 皮膚温計、皮膚電気抵抗計、低周波治療器、赤外線治療器及びホットパック</p>
標本及び模型	<p>一 組織標本</p> <p>二 経穴人形</p> <p>三 デルマトーム人形</p> <p>四 人体解剖模型、人体骨格模型(等身大)、関節種類模型(八種以上)、筋模型、 脊髄横断模型、脳及び神経系模型(中枢神経及び末梢神経を含むもの)、 血管循環器系模型、上・下肢解剖模型、人体内臓模型、呼吸器模型、心臓解剖模型、 腎臓及び泌尿器模型及び触覚器模型(外皮)</p>
図書	<p>一 教育上必要な専門図書(電子書籍を含む千冊以上。ただし、点字図書は、一タイトルを一冊とする。)</p> <p>二 学術雑誌(電子書籍を含む二十種類以上)</p>
その他の備品	ベッド及びその附属品(生徒三人につき一組以上)

(備考)

- 1 器械器具並びに標本及び模型については、実習等に必要な数を有すること。
- 2 主として視覚障害者を対象とする養成施設においては、図書に点字図書を含めることが望ましいこと。

(その他)